

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

定 款

公益社団法人四街道市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を千葉県四街道市に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと
- (6) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業を行うこと
- (7) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと

第2章 会 員

(種別)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者

ア 四街道市に居住する原則として60歳以上の者

イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

(2) 特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者

(3) 賛助会員 四街道市内に住所又は事務所がある個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力する者

(入会)

第6条 正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員がいずれかに該当するに至った時は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) センターの定款又は規則に違反したとき

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

(1) 第7条の会費を1年以上、滞納した時

(2) 当該会員が死亡、又は解散したとき

- (3) 全ての正会員及び特別会員の同意したとき
- (4) 当該会員が四街道市に居住しなくなったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がされたとき
- (2) 正会員及び特別会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員が、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があったときは、総会の議長は副会長がこれにあたる。

3 副会長が欠けたとき、又は副会長に事故があったときは、その総会において、出席した正会員及び特別会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(定足数)

第17条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 総会の決議は、正会員及び特別会員の総議決権の過半数を有する正会員及び特別会員が出席し、出席した当該正会員及び特別会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員及び特別会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第19条 総会に出席しない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員もしくは特別会員等の代理人によって、総会の議決権を行使することができる。

2 正会員、特別会員又は代理人は総会ごとに代理権を証する書面を、当法人へ提出しなければならない。

3 前第1項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した議事録の作成に係る職務を行った理事を含め2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第21条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。ただし、常務理事は事務局長を兼ねることができる。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって

一般社団法人・財団法人法の第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務・権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は法令及びこの定款の定めるところによりセンターを代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、センターの業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、センターの業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、法令で定めるところによる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第21条で定めた役員の定数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等及び費用)

第27条 理事及び監事に対して職務を執行した対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程による。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第28条 センターは、理事及び監事の一般社団法人・財団法人法第111条第1項の賠償責任に

ついて、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長、常務理事の選定及び解職
- (4) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開催)

第31条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 一般社団法人・財団法人法の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時等の必要事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び監事に対して通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があった場合は、あらかじめ理事会にて定めた順番により他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第37条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第38条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 センターの事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 第1項の事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類は、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を受けた上で、第1、3、4号及び第6号は定時総会に提出し第1号の書類については、その内容を報告、第3、4号及び第6号の書類は承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第40条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 センターは、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第44条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併日から1カ月以内に、認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 センターが清算する場合において有する財産は、総会の決議を経て、認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第46条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第10章 雑則

(委任)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の代表理事は、横山欣也及び齊藤勝璋とし、業務執行理事は土屋文夫とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款（第4条第1項第2号）は、平成25年6月12日より施行する。
- 5 この定款（第4条第1項第6号、同第7号）は、平成29年6月16日より施行する。
- 6 この定款（第10条第1項）は、令和3年6月18日より施行する。

会 長	副会長	事務局長	担 当

ver.2022.04.

申 込 年 月 日

令和 年 月 日

入 会 申 込 書

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

会 長 様

私は、貴シルバー人材センターに入会いたしたく、下記のとおり申し込みます。
なお、本書記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

記

氏 名	フリガナ		生 年 月 日		申込時満年齢
			昭和 年 月 日		歳
住 所	〒 284 -				性別（任意）
	四街道市				性
連 絡 先	固定電話番号		携帯電話番号		
	F a x 番 号		Mail Address （ 任 意 ）		
上記以外の連絡先		住 所	〒 -		
氏 名	フリガナ				
連 絡 先	固定電話番号		携帯電話番号		
	F a x 番 号		Mail Address （ 任 意 ）		

アンケート調査	
入会の動機 (最も近いものをひとつだけ選択)	入会申込みのきっかけ (複数選択可)
<input type="checkbox"/> 10：生きがい、社会参加 <input type="checkbox"/> 20：仲間づくり <input type="checkbox"/> 30：時間的余裕 <input type="checkbox"/> 40：健康維持・増進 <input type="checkbox"/> 50：経済的理由 <input type="checkbox"/> 60：その他 ()	<input type="checkbox"/> 1：公共機関 <input type="checkbox"/> 2：会員・知人 <input type="checkbox"/> 3：マスコミ報道 <input type="checkbox"/> 4：センターのチラシ等 <input type="checkbox"/> 5：ウェブサイト <input type="checkbox"/> 6：その他 ()

— 担当者記入欄 —

入会申込書受付時に預かる書類等

- 入会金
- 写真（タテ4cm×ヨコ3cm）2枚

入会申込書受付時にお渡しする書類等

- 配分金支払方法申告書
- 会員状況等調査票（入会時）
- 健康状態申告書
- 就業承諾書
- 職群班の業務と就業に向けて
- 各種しおり（3種）

承 諾 書

私は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）への入会の申込みをするにあたり、以下の事項を承諾するとともに、これを厳守し、センターの事業発展に貢献するよう努力します。

- 1 センターの基本理念、目的、趣旨に賛同し、センターの定款、会員就業規程その他諸規定等を遵守すること。
- 2 センターの信用を失墜し、社会的信用を損なう行為を行わないこと。
- 3 センターは、私に対して就業や収入の保証をしないこと。また、就業はローテーションを原則とし、将来にわたり継続した就業は保証されないこと。
- 4 私と発注者あるいは私とセンターとの間には、雇用関係は成立せず、雇用関係法規（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金等）は適用されないこと。
- 5 就業先において、センターから提供された業務以外には従事せず、常に安全・適正就業を心がけ、傷害、損害事故等を起こさないよう十分注意をすること。
- 6 万一事故等が発生した場合は、シルバー賠償責任保険(傷害・賠償責任)の範囲内で保障し、賠償を担保すること。また、保険で補填されない賠償等、及び私の故意又は重大な過失による事故、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償事故等、シルバー賠償責任保険で担保できないものについては、私はその負担をすること。
- 7 就業の条件（配分金、就業時間、仕事の内容等）は、センターと発注者が協議して決定したものに従い、これらのことについて、センターからの依頼又は承認なくして発注者と直接の交渉をしないこと。
- 8 常に健康に留意し、定期健康診断等の受診を心がけること。
- 9 センターに登録された私の個人情報について、「個人情報保護規程」に基づき、センターが利用し及び就業先、会員等にそれらの情報の公開をすること。
- 10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号第2条第6号）に規定する暴力団員及び関係者でないことを保証すること。
- 11 センター及び就業先等で知り得た情報は秘密保持に努めること。また、退会後もこれらの情報について口外しないこと。
- 12 私が入会するにあたり、家族、親族又は関係者の承諾を得ていること。
- 13 政治的宣伝・勧誘活動及び宗教的宣伝・勧誘活動、又はこれらに類する行為を行わないこと。

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

会 長

殿

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

配分金支払方法申告書

令和 年 月 日

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

会 長 様

会員番号

氏 名

配分金の支払い方法について、公益社団法人四街道市シルバー人材センター配分金規程に基づき、下記に指定する金融機関の口座への支払いをお願いします。
なお、本書記載事項に変更が生じた場合には、速やかに報告します。

記

配分金振込先	金融機関名		支店名																	
	種 別	普通・当座・貯蓄	口座番号																	
	支店番号																			
	口座名義人		(カタカナ)																	

【ゆうちょ銀行を指定される方へ】

公益社団法人四街道市シルバー人材センターでは、配分金等の振り込みを京葉銀行四街道支店から行います。
ゆうちょ銀行以外の金融機関から、ゆうちょ銀行口座への振込は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要なため、ゆうちょ銀行での手続きが必要となる場合があります。
通常のゆうちょ銀行口座番号（記号・番号）のままでは振り込むことができません。
ご契約のゆうちょ銀行（支店）にお問い合わせ、ご確認下さいますようお願いいたします。

【配分金の支払日について】

配分金は毎月末日で締め、翌月25日に支払われます。
ただし、支払日が土曜日・日曜日及び祝日にあたる場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除いたその前日となります。

会 長	副会長	事務局長	担 当

会員状況等調査票（入会時）

会 長	副会長	事務局長	担 当

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

会 長 様

私は、公益社団法人四街道市シルバー人材センターの定める「個人情報の利用目的」（裏面）を承諾し、以下のとおり回答します。
 なお、本票記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

氏 名	フリガナ	記入年月日
		令和 年 月 日

受付年月日			
令和	年	月	日

主 な 職 歴 等	勤続年数	年	会社名（任意）	職種または 仕事の内容
	勤続年数	年	会社名（任意）	職種または 仕事の内容
	勤続年数	年	会社名（任意）	職種または 仕事の内容

就業を希望する時間等			
時間	時間／日	日数	日／週
曜日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝		

希 望 す る 仕 事	1	職群班	班	資 格 ・ 免 許 ・ 趣 味 等
	2	職群班	班	
	3	職群班	班	
	4	職群班	班	
	5	職群班	班	
		職群班	班	

移動手段		
自転車	バイク	自動車
有・無	有・無	有・無
可・否	可・否	可・否

ver.2022.04.

※ 本調査票にご記入いただいた情報は、就業機会の提供及び事業運営のため、公益社団法人四街道市シルバー人材センター個人情報保護に関する方針に定める「個人情報の利用目的」（裏面）を遵守し使用いたします。

～ 個人情報利用目的 ～

- 1 当センターの正会員、特別会員、賛助会員の入会手続及び会員名簿作成のため
- 2 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供を行うため
- 3 高齢者の就業に関する普及啓発及び調査研究を行うため
- 4 高齢者の就業に関する相談を行うため
- 5 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者に対して、その希望と能力に応じた就業機会を確保し、及び組織的に提供するため
- 6 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のための職業紹介事業を行うため
- 7 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識、技能の付与を目的とした講習等を行うため
- 8 当センターの会員が地域間における会員相互のコミュニケーションの充実を図る地域班活動を行うため
- 9 上記のほか、高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うため
- 10 なお、当センターが提供または実施する上記事業に関連し、アンケート等任意の情報提供をお願いする場合は、その旨を明示致します

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

健康状態申告書（入会時）

会 長	副会長	事務局長	担 当

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

会 長 様

私は、公益社団法人四街道市シルバー人材センターの定める「個人情報の利用目的」（裏面）を承諾し、以下のとおり申告します。
なお、本書記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

氏名	フリガナ	記入年月日
		令和 年 月 日

受付年月日
令和 年 月 日

健康状態					
	目	耳	手	足	腰
異常なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
日常生活に やや支障あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
日常生活に 支障あり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

血 圧	<input type="checkbox"/> 低 い
	<input type="checkbox"/> やや低い
	<input type="checkbox"/> 普 通
	<input type="checkbox"/> やや高い
<input type="checkbox"/> 高 い	

持 病	
既往歴	
薬の服用	無 ・ 有 ()

総合判定	<input type="checkbox"/> 丈夫	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 弱	<input type="checkbox"/> 難
------	-----------------------------	-----------------------------	----------------------------	----------------------------

ver.2022.04.

※ 本書にご記入いただいた情報は、安全就業の観点から就業機会の提供及び事業運営のため、公益社団法人四街道市シルバー人材センター個人情報保護に関する方針に定める「個人情報の利用目的」（裏面）を遵守し使用いたします。

～ 個人情報利用目的 ～

- 1 当センターの正会員、特別会員、賛助会員の入会手続及び会員名簿作成のため
- 2 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供を行うため
- 3 高齢者の就業に関する普及啓発及び調査研究を行うため
- 4 高齢者の就業に関する相談を行うため
- 5 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者に対して、その希望と能力に応じた就業機会を確保し、及び組織的に提供するため
- 6 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のための職業紹介事業を行うため
- 7 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識、技能の付与を目的とした講習等を行うため
- 8 当センターの会員が地域間における会員相互のコミュニケーションの充実を図る地域班活動を行うため
- 9 上記のほか、高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うため
- 10 なお、当センターが提供または実施する上記事業に関連し、アンケート等任意の情報提供をお願いする場合は、その旨を明示致します

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

